

12398P-00

シリーズ
累計

※
150万部

突破!!



わかって **わ か う か** 合格る



宅建士

基本テキスト

(直近8回分 100%)

過去問 網羅率



最強

過去12年分の本試験出題箇所に出題年度表示つき!

TAC宅建士講座専任講師 木曾計行・木曾陽子

★『スマホ学習用PDF』『令和8年度本試験 補充論点』『統計データ』DLサービス★

ご確認方法

- 「TAC出版で **検索** し、TAC出版ウェブページ「TAC出版オンラインストア」へアクセス
- 「書籍連動ダウンロードサービス」を選択し、「わかって合格宅建士 基本テキスト」に進み、パスワードを入力してください。

パスワード：**271012398** ※『法律改正点レジュメ』のパスワードとは異なります。

公開期間：スマホ学習用PDF …2026年11月下旬（予定）～

補充論点 …2026年12月下旬（予定）～

統計データ …2027年夏（予定）～

※いずれも2027年度宅建士本試験終了まで

★ 法改正・統計情報対策も万全!!『法律改正点レジュメ』のご案内 ★

宅建士本試験は、例年4月1日現在施行中の法令等に基づいて出題されます。本書執筆時（2026年8月末）以後に施行が判明した法改正情報については、TAC宅建士講座の『法律改正点レジュメ』にて対応いたします。

※2027年7月中旬より無料公開（パスワードの入力が必要です）

ご確認方法

- 「TAC出版で **検索** し、TAC出版ウェブページ「TAC出版オンラインストア」へアクセス
- 「書籍連動ダウンロードサービス」を選択し、「宅地建物取引士 法律改正点レジュメ」に進み、パスワードを入力してください。

パスワード：**271012392**

公開期限：2027年度宅建士本試験終了まで

はじめに

宅建士試験に合格するためには、どんな学習をするのが効果的でしょうか。

できるだけ短時間で効果的な学習をして合格したいと考えれば、当然の疑問です。しかし、それは、ただ単に覚えようとしたり、やみくもに問題を解くことではありません。

その答えは、合格に必要な不可欠な知識を、必要な限度で理解・整理して頭に入れ、問題を解く力にまで高めることです。キーワードは、「**わかうか**」。その心は“理解あってこそ、はじめて合格する”です。

そのために、本書では、本試験の出題傾向を徹底的に分析し、次のコンセプトで、**合格に必要な不可欠な情報**を掲載しています。もちろん、**初めて学習する方々**でもスムーズに理解できるように、**わかりやすさ**には特に留意しました。

- ❶ 過去問網羅率100% & 最新本試験補充論点Webダウンロードサービス
直近8回分の過去問はフルカバー。**令和8年度本試験**の補充論点はWebダウンロードサービスでご提供します。最新の本試験傾向に基づく問題なら、この1冊で**完全網羅**です。
- ❷ スキマ時間での演習に便利！ スマホ学習用PDF
移動中などの短い時間も無駄にならないよう、スマートフォンで学習できる**一問一答300問分**のPDFデータをWebダウンロードサービスでご提供します。
- ❸ 過去12年分の本試験出題箇所に出題年度表示
どこが出たかが一目瞭然のため、**学習初期から直前期まで絶大な力を発揮**します（最新本試験分は補充論点Webダウンロードサービスをもって代えさせていただきます）。
- ❹ 『はじめて論点表』 & 『はじめてアイコン』
初学者の方が「**まずどこから勉強すればいいか**」をお知らせしていますので、**はじめてでも安心**です。
- ❺ オールカラー & 分冊形式
大切なところがぱっと見てわかる**オールカラー**で、暗記対策用に**赤シート対応**です。また、持ち運びやすい**4分冊形式**なのでどこでも手軽に学習できます。

皆さんが本書を集中的にマスターされ、2027年度の宅建士試験の合格を勝ち取られることを心よりお祈りしています。

合格はすぐそこにあります。

2026年9月吉日

TAC宅地建物取引士講座 専任講師

木曾 計行

木曾 陽子

「はじめて」でもこれで わかって合格^う^かる！

過去問網羅率100%&はじめての方も安心の工夫で、『わかって合格る宅建士基本テキスト』が宅建士試験に立ち向かうみなさんを徹底応援します!!

本書の3大特長

- 過去問網羅率100%&最新本試験補充論点Webダウンロードサービス
→過去問の答えがわかる！
- 過去12年分の本試験出題箇所に出題年度表示
→本試験でどこが出たかがわかる！
- 『まずはここから！ はじめて論点表』 & 『はじめてアイコン』
→最初にどこから勉強すればいいかがわかる！

1

過去問網羅率100%&補充論点Web DLサービス

直近8回分（令和2年度10月・12月、令和3年度10月・12月、令和4年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度）で出題された問題については、**本書だけで全問の正解が導ける**ように記載（統計問題を除く。なお大幅な法改正があった『盛土規制法（旧宅地造成等規制法）』は、書籍ごとに過去問の改題の仕方が異なる・問題自体が不成立等で上記が該当しない場合がございます）。また、令和8年度の最新本試験で新たに加わった論点については『令和8年度本試験 補充論点Webダウンロードサービス』でご提供します。つまり、**最新の本試験傾向に基づく問題なら、この1冊で全部解くことが可能です！**

※ダウンロードの仕方は、巻頭2ページ目（「はじめに」の前ページ）をご確認ください。

2

過去12年分の本試験出題箇所に出題年度表示

平成27年度から令和7年度の本試験で出題された箇所は、書籍内で出題年度を表示。最新の『令和8年度本試験 補充論点Webダウンロードサービス』を併せて利用すれば、**過去12年分の本試験出題箇所がまるわかり**です。

※令和2、3年度は本試験が10月と12月の2回行われていますので、たとえば令和2年度の10月、12月に同項目が出題された場合は“R2・2”という表記になります。

1 買主の追完請求権(562条)

売主は不完全な履行をしたことになりますから、買主は、売主に対し、目的物の**修補**や代替物の引渡し・不足分の引渡しによる**履行の追完を請求**することができます。なお、「売主の責めに帰すべき事由」は、追完請求権の要件ではありませんから、契約不適合について売主に責任がなくとも、買主は、追完請求権を行使することが可能です。

3

『はじめて論点表』&『はじめてアイコン』

宅建士試験はとても幅広い範囲から出題されます。そこで本書では、『まずはここから！ はじめて論点表』&『はじめてアイコン』で、**初学者の方が「まずどこから勉強すればよいか」をお知らせ**しています。これらは宅建士試験では特に重要な、**基本的かつ必須の項目**ばかりですので、これらを中心に学習を進めていくことで、無理なく理解が深められると同時に、**合格に必要な基礎力**を身につけることができます。

まずはここから！ はじめて論点表

農地法からは、必ず1問出題されます。問われる内容は、比較的シンプル、かつ、学習が容易ですので、得点源といえます。ですから、ぜひとも1点ゲットしてください。しかし実は、農地法まで手が回らず、得点できない受験生も少なくありません。その意味で、**合否の分かれ目**になりやすい法律です。

内容には、国土利用計画法と同様、民法の知識を若干必要とします。出題の中心は、『**農地等の処分制限**』。『**農地等の売買・転用**』などには、原則として許可が必要だ」ということにつながるお話です。原則と例外の観点から整理していくのが、効果的です。

はじめて論点	
Sec.1	2 用語の定義
	3 条の許可（権利移動の場合）
	1 許可を必要とする行為

こうけんじん
後見人



見人となるには、まず、①**精神上的の障害**があることが必要です。

重度の認知症など、物事がよくわかっていない

本書の利用方法

本試験の出題傾向を徹底的に分析、合格に必要な不可欠な知識を厳選し、「なぜそうなるのか?」「どうしてこういう結論に達するのか?」については特に丁寧に、**はじめの方にもわかりやすく**記載しました。

1 まずは「全体像」をつかもう!

試験の全体像をすばやく把握

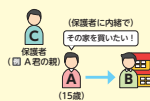
『基本テーマ32』

試験で出題される問題の多くは、特定のテーマから出題されています。最初に頻出の「基本テーマ」をサッと理解しておくことで、**効率よく学習をスタート**できます。

本書 冒頭

民法等
1
制限行為
能力者制度

第1編 Chap. 1 Sec. 2



来成年者など**判断能力が十分でない人を守るために**設けられている制度。例えば、子供には親が**保護者**としてつけられています。ところが15歳のA君が1人でBと契約を結んでしまった。もしかしたら、ヤバい契約かもしれない！ そんな事態に備えて、民法は、その**契約を後からなかったことにできる仕組み**を設けています。

合格のPOINT

未成年者の他に、認知症の**大人**なども保護してあげる必要がありますよね。それぞれについて、どのように保護されているかを学習していきましょう。大人については、3つのタイプが用意されています。判断能力の低い人ほど手厚い保護が必要ですから、**「判断能力のレベル」**をつかむことが、まず大切。

意思表示

第1編 Chap.1 Sec.3 8回



Bにだまされて家の売買契約（「売る」という意思表示をする）を結んだAは、後で、やっぱりその契約をやめたいと後悔した。このままじゃAがかわいそう。Bはヒドイ奴だ。この場合、もちろんAは、**契約をとりやめることができます**。

合格のPOINT

ここでは、このように自分の本心と違う契約を結んでしまった場合の処理がテーマです。さらに、事情を全く知らずにBから購入したC（このような人のことを第三者といいます）がいるときは、どうなるのでしょうか？ Aから突然「返せ」と言われたら、Cはビックリするすよね。この第三者CとAとの関係も注目。

第 2 题

宅建業法

Chapter 1 ▶ 宅建業者になる

100

「宅地建物取引業」ってなに？

ここでは、宅建業法を学習していくうえで、前提として知っておかねばならない**基本となる用語**について見ていきます。

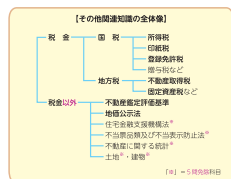
各 Section 冒頭

合格するための

「その他関連知識」入門

この分野では、皆さんがこれまで学習してきた、民法等・宅建業法・法令上の制限という「主要3分野」以外のいろいろな事柄が学習対象となります。内容的には多彩ですが、宅建士試験ではここから8問出題されます。まずは、全体像をつかんでおきましょう。

「その他関連知識」の傾向と対策



「その他関連知識」の分野としては、**6問**出題されます（5問免除の方は、上記の「※」は**学習不要**です）。そして、この分野は、大きく「税金」と「税金以外」の2つに分けることができます。税金から2問、税金以外から6問が出題されます。なお、宅建士試験の出题は、ほとんどが法律からですが、それ以外にも、このように不動産に関する統計や不動産鑑定評価基準、土地・建物などの知識がな

各編 冒頭

効率的な学習法をご案内!

●『傾向と対策』

分野ごとに、最近の本試験の傾向や学習法をまとめました。試験に合格するためには、**攻略すべき試験の実態を把握しておくことが近道**ですので、学習を始める前に、読んでおくことをおすすめします。

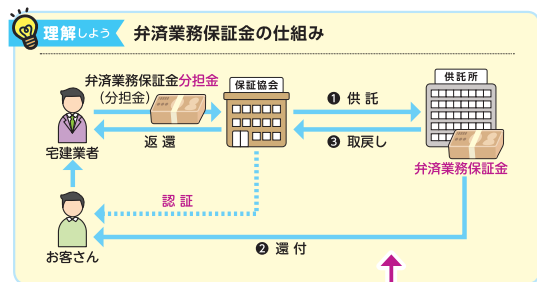
スムーズに本文に入れる

● 『Introduction』

各Sectionの冒頭で、これから
どんなことを学習するのかにつ
いてご紹介しています。

2

しっかりと理解しながら覚える!



学習のPOINT 事務所などに関して、ここまで学習してきた事柄をまとめておきましょう。なお、①②③は、このSection中の①-1の「事務所などに関する一覧」の表の番号に対応しています。

なお、報酬額の揭示については、Chapter 7のSection 1で学習します。

試験に出る! POINT整理 事務所などにおける諸規定のまとめ ○=必要

場所	専任の宅建士の設置義務	報酬額の揭示	従業員名簿	帳簿	家内所等の届出	標識
①	(業務従事者 5人に1人以上)	○	○	○	×	○
②	(1人以上)	×	×	×	○	○
③	×	×	×	×	×	○

事務所に設置すべき次の5つは、一般に「5点セット」と表現されています。免許証の揭示義務はありません。

ゴロで覚える▶▶ 事務所に設置すべきもの

「5点セット」

仙人は 長 寿で ひょうひょうと 歩行する
専任宅建士 帳簿 従業員名簿 標識 報酬

保存期間

長 後の 名 通
帳簿 原則 5年 名簿 10年

理解を助ける
豊富なコーナー

●『理解しよう』

●『試験に出る! POINT整理』

●『ゴロで覚える』

学習する項目の内容などをわかりやすく図で表現した『理解しよう』、大切な事柄を表でまとめた『試験に出る! POINT整理』、多くの内容を一気に覚えられる『ゴロで覚える』など、豊富なコーナーで、**しっかりと理解しながら頭に入れる**ことができるよう手助けします。

「わかる」ためのヒントが満載!

●『学習のPOINT』

●『ひとこと』

著者の木曾計行先生・木曾陽子先生からの『学習のPOINT』『ひとこと』には、**理解を深めるヒントが満載**です。



本試験の頻出問題で学習

●『出題される具体例』

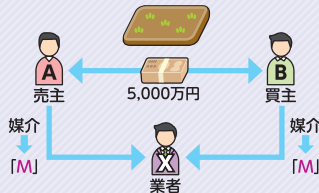
『出題される具体例』では、過去の本試験で頻出の問題を事例として使いながら学習。
知識のインプットと同時に、その知識を使ってどう解答を導くのがわかります。

1 売買・交換の媒介の場合 はじめて

出題される
具体例

消費税の課税事業者である宅建業者Xは、AさんおよびBさん両方から媒介の依頼を受けて、A・B間に、Aさんが所有する土地（価格5,000万円）の売買契約を成立させた。

Xは、報酬としていくらか受領できるだろうか？



速算法で計算すると、

$$M = 5,000万円 \times 3\% + 6万円 = 156万円 \text{ (ポイント⑥)}$$

② 書面への記名 最近の改正

37条書面には、④宅建士が記名をする

1つの取引に複数の業者が関与する場合、1つの取引に複数の業者が関与する場合で記名をさせる義務を負っています。また、1つの取引に複数の業者が関与する場合です。そして、専任か一般か、もしくは

暗記事項は
徹底的にインプット!
赤シート対応

絶対に覚えておきたいキーワードや重要数字などは、付属の赤シートを使って徹底暗記しましょう!

試験で出題される可能性大!

●『最近の改正アイコン』

最近の法改正があった箇所については、アイコンで表示しています。本試験では、**法改正箇所が出題されることがよくある**ため、しっかりと確認しておきましょう!

2 登記の形式による分類

登記の形式による分類としては、主登記と付記登記があります。主登記とは、独立した順位番号を有する登記のこと。そして付記登記とは、独立した順位番号がない登記で、主登記との同一性や順番を維持するため主登記に付記して行われます(4条2項)。なお、付記登記には、登記名義人の名前や住所が変わった場合の登記名義人氏名等の変更の登記や、質権の特約の登記などがあります(範囲3条)。

3 仮登記 はじめて

出題される
具体例



●「2度目から読む」でもOK!

発展的内容などを含む項目については、薄いグレーになっています。初學者の方は、理解が進んだ段階で「2度目から読む」でもOKです。

3

問題を解いて“合格力”を養成!



重要! 一問一答

R7-問33-肢ア

Q 建物の賃貸借の媒介をする宅建業者Aは、当該建物の引渡しの時期について、重要事項説明書に記載して説明する必要はないが、37条書面には記載しなければならない。

A 建物の引渡し時期は、重要事項説明書（35条書面）の記載・説明事項ではないが、37条書面の必要的記載事項である。違いに注意！ **O**

わかって合格る

いますぐ解く!

厳選過去問プレミアム 50

問28

へ

理解度チェック&知識を定着!!

●『重要! 一問一答』

本試験でよく問われる問題を厳選して、「一問一答」形式で掲載しています。

過去問で重要ポイントを理解

●『厳選過去問プレミアム50』

ここに掲載した全50問は、超重要ポイントを含んだ選りすぐりの良問です。テキストを読んだらぜひ挑戦しましょう!

厳選過去問プレミアム 50

問28 37条書面

過去問 H25-問35改題

宅地建物取引業者が媒介により建物の賃貸の契約を成立させた場合、宅地建物取引業法第37条の規定により当該賃貸の契約当事者に対して交付すべき書面（電磁的方法による提供を含む。）に必ず記載しなければならない事項の組合せとして、正しいものはどれか。

- ア 保証人の氏名及び住所
 - イ 建物の引渡しの時期
 - ウ 借賃の額並びにその支払の時期及び方法
 - エ 媒介に関する報酬の額
 - オ 借賃以外の金銭の授受の方法
- 1 ア、イ
2 イ、ウ
3 ウ、エ、オ
4 ア、エ、オ

解説

わかって合格る 2 Chapter 5 3

- 以下、必要的記載事項であるものを○、そうでないものを×とします。
- ア × 保証人の氏名及び住所は、必要的記載事項ではありません。
 - イ ○ 建物の引渡しの時期は、必要的記載事項。
 - ウ ○ 借賃の額並びにその支払の時期及び方法は、必要的記載事項。
 - エ × 媒介に関する報酬の額は、必要的記載事項ではありません。

Introduction

ここでは、民法等を学習する上で理解が必要な「契約」に関して、その意味や成立要件などの基本事項を学習します。簡単につかんでおきましょう。

▶▶ (分野別過去問題集) 第1編「民法等」問題 ①~②

1 契約の全体像

1 「契約」とは はじめて

契約とは、「約束」のことです。
例えば、AさんがBさんに対して、自分の土地を1,000万円で売るという契約

さらに実践的な過去問に挑戦!!

●『分野別過去問題集』へのリンク

『Introduction』の下には、同じシリーズの『分野別過去問題集』の問題番号を記載しています。

4

特典のスマホ学習用PDFでどこでも試験対策！

問題

Chap.1▷ 契約を結ぶときに問題となること

Sec.1 契約の成立要件など

1 契約の全体像

Q 001

建物の敷地に供せられる土地は、都市計画法に規定する用途地域の内外を問わず宅地であるが、道路、公園、河川等の公共施設の用に供せられている土地は、用途地域内であれば宅地とされる。

単元ごとに一問一答演習ができる！

問題の直後に解答解説があるので、答え合わせと知識の確認が簡単！学習進度に合わせてご利用ください。

解答解説

A 001 ✕

建物が建っている土地は用途地域の内外にかかわらず、**宅地に該当する**。また、用途地域内の土地は宅地に該当するが、**道路・公園・河川・広場**等の公共施設の用に供されている土地は除かれる。

もっと演習したい人は、姉妹本もおすすめ！

このスマホ学習用PDFの特典は、「基本テキスト」の学習内容を補うためのものですが、一部の内容は「わかって合格る宅建士」シリーズの姉妹本『一問一答セレクト1000』と共通していますので、あらかじめご了承ください。

一問一答の問題演習を本格的に行いたい方には、『一問一答セレクト1000』のご購入をおすすめします！



※ダウンロードの仕方は、巻頭2ページ目（「はじめに」の前ページ）をご確認ください。

CONTENTS

本書の利用方法	6
---------------	---

はじめての方なら、ここは必読！

全体像をすばやく把握 **基本テーマ**

32

27

第1編

民法等

第1分冊

合格するための「民法等」入門	2
----------------------	---

■ 「民法等」の傾向と対策

■ 「民法等」の全体像

Chapter ▶ 1 契約を結ぶときに問題となること (売買契約を中心に考えてみよう)

Section 1 “契約” ってなんだろう ～契約の成立要件など～

1 契約の全体像	8
----------------	---

Section 2 相手方が未成年者なら ～制限行為能力者制度～

1 「制限行為能力者制度」とは	13
2 未成年者制度	14
3 成年後見制度	17
4 制限行為能力者の取消しとその効力	21
5 取引の相手方の保護および法律関係安定のための制度	21
6 不在者の財産管理・失踪の宣告	23

Section 3 だまされて契約したら ～意思表示～

1 詐欺	25
2 強迫	27
3 通謀虚偽表示	28
4 心裡留保	30
5 錯誤	31
6 意思表示のまとめ	33

Section 4 人に契約を結んでもらう ～代 理～

1 代 理	34
2 無権代理	44

Chapter▷ 2 契約の内容を実現する段階で問題となること (売買契約を中心に考えてみよう)

Section 1 契約が守られないとき ～債務不履行・契約の解除・手付～

1 債務不履行	54
2 契約の解除	61
3 手 付	65

Section 2 買った建物が地震で壊れたら ～危険負担～

1 危険負担	69
2 履行遅滞中の履行不能と帰責事由	71

Section 3 買った家が欠陥住宅だったら? ～売買の契約不適合(売主の担保責任)等～

1 種類・品質に関する契約不適合	72
2 数量に関する契約不適合	74
3 権利に関する契約不適合	75
4 特約による担保責任の軽減	76
5 権利の全部が他人に属する場合	76
6 売買の契約不適合(担保責任)等のまとめ	79

Section 4 債権回収のための手段-① ～抵当権等～

1 担保物権の種類と性質	80
2 いろいろな担保物権	83

Section 5 債権回収のための手段-② ～連帯債務と保証～

1 連帯債務	99
2 保証債務	104

Section 6 二重譲渡などに備えて ～対抗問題～

1 物権変動の対抗要件	112
2 「第三者」の範囲	114

3 登記が必要な物権変動	117
4 対抗問題のまとめ	123

Section 7 「登記」とはどんな仕組み? ～不動産登記法～

1 登記の概要等	124
2 登記の手続	132
3 登記の種類	140

Section 8 債権を他人に譲り渡す ～債権譲渡等～

1 債権譲渡自由の原則	147
2 債権譲渡の対抗要件	148
3 債務者の抗弁等	151
4 債務引受	152

Section 9 債権が消滅する ～弁済・相殺など～

1 債権の消滅	153
2 弁 済	154
3 相 殺	159

Chapter 3 賃貸借契約・借地借家法

Section 1 賃料を払って借りる ～賃貸借契約（民法）～

1 賃貸借契約	168
2 賃貸借の存続期間	173
3 賃借権の譲渡・転賃	174
4 敷 金	177
5 民法上の賃貸借のまとめ	179
6 賃貸借と使用貸借との相違点	181

Section 2 借りた土地に家を建てる ～借地権（借地借家法）～

1 借地権とは	182
2 借地権の存続期間	183
3 借地権の更新	184
4 借地上の建物の再築	185
5 借地権の譲渡・転賃借	186

6	建物買取請求権	187
7	借地権の對抗要件	188
8	借地条件の変更および増改築の許可	190
9	強行規定	190
10	借地権のまとめ	190
11	定期借地権 (22～24条)	192

Section 3 賃貸住宅に住む ～借家権 (借地借家法) ～

1	借家権とは	194
2	借家権の存続期間と更新等	195
3	借家権の譲渡・転貸借	196
4	造作買取請求権	197
5	借家権の對抗要件	198
6	借地上の建物の賃貸借	198
7	居住用建物の賃貸借の承継	199
8	強行規定	199
9	借家権のまとめ	200
10	定期建物賃貸借等	201
11	地代・家賃の増減額請求	203

Chapter 4 その他のいろいろな法律関係

Section 1 契約を専門家に任せる ～委任契約～

1	委任契約と準委任契約	208
2	受任者の義務	208
3	受任者の権利	210
4	委任契約の終了事由	212

Section 2 工務店に家を注文する ～請負契約～

1	請負契約とは	213
2	契約不適合の場合の請負人の担保責任	214

Section 3 タダでもらう契約 ～贈与契約～

1	贈与契約とは	217
2	贈与契約の性質	217

Section 4 時が経てば権利を失う ～時効～

1 時効制度	218
2 取得時効	219
3 消滅時効	222
4 時効の完成猶予と更新	225
5 時効完成の効力	227

Section 5 人の死で財産を引き継ぐ ～相続～

1 法定相続人と法定相続分	229
2 欠格と廃除	232
3 相続の承認と放棄	233
4 遺言	234
5 遺留分	237
6 相続財産の帰属	238
7 配偶者の居住権の保護	240
8 親族	242

Section 6 他人に迷惑をかけたなら ～不法行為等～

1 不法行為	243
2 不当利得	249
3 事務管理	249

Section 7 共同で別荘を買ったとき ～所有権と共有、その他の物権～

1 物権とは何だろう	250
2 所有権と共有	252
3 土地・建物の管理制度	261
4 その他の物権	262

Section 8 マンションに住む ～区分所有法等～

1 マンション法（区分所有法）の全体像	265
2 区分建物の登記（不動産登記法）	268
3 集会の決議（区分所有法）	270
4 区分所有建物に特化した財産管理制度	288

合格するための「宅建業法」入門 294

■ 「宅建業法」の傾向と対策

■ 「宅建業法」の全体像

Chapter▷ 1 宅建業者になる

Section 1 「宅地建物取引業」ってなに？

- 1 宅地建物取引業の定義（2条） 300
- 2 事務所の定義（施行令1条の2） 304

Section 2 宅建業者は免許が必要 ～宅建業の免許と欠格要件等～

- 1 免許の種類と効力 305
- 2 免許の欠格要件（5条） 306
- 3 免許の更新 316
- 4 届出事項等 316
- 5 免許換え（7条） 320
- 6 「みなし業者」と無免許営業の禁止 322

Chapter▷ 2 宅建士は取引のスペシャリスト

Section 1 「宅建士」って何をする人？

- 1 宅地建物取引士になるには 328
- 2 宅建士の法定業務等 329

Section 2 登録しないと宅建士になれない ～宅建士の登録と欠格要件等～

- 1 宅建士の登録の欠格要件（18条） 331
- 2 登録の申請と内容 337
- 3 届出義務と登録の消除 339
- 4 登録の移転 340

Section 3 宅建士としての証明書をもらおう ～宅建士証～

- 1 宅建士証の有効期間と講習 343

2 宅建士証の書換え・再交付・返納・提出	345
----------------------------	-----

Section 4 宅建業者と宅建士

1 宅建士の設置義務	347
2 宅建業者と宅建士の比較	350

Chapter 3 宅建業を始める前にお金を預ける

Section 1 営業保証金の仕組み

1 営業保証金とは	354
2 営業保証金の供託と営業の開始時期	355
3 営業保証金の還付 (27条)	359
4 営業保証金の取戻し (30条)	362

Section 2 保証協会

1 宅地建物取引業保証協会	364
2 保証協会への加入	366
3 保証協会による弁済業務	368
4 弁済業務保証金の取戻し等 (64条の11)	370

Chapter 4 取引にあたって注意しなければならないこと

Section 1 広告や契約の注意事項

1 誇大広告の禁止と取引態様の明示	376
2 広告開始・契約締結の時期の制限	380

Section 2 事務所などに関する定め

1 「案内所等の届出」と「標識の設置」義務	383
2 従業者証明書・従業者名簿・帳簿	386

Section 3 業務を行うときのモラルなど

1 業務における諸規定	390
2 供託所等に関する説明 (35条の2)	395

Chapter▷ 5 取引にあたって交付すべき3大書面

Section 1 媒介契約で交付すべき書面 ～媒介契約書～

1 媒介・代理契約の種類	399
2 売買・交換の媒介・代理契約の規制	400
3 売買・交換の媒介・代理契約書の交付義務と書面の記載事項 (34条の2)	404

Section 2 契約「前」に交付する書面 ～35条書面～

1 重要事項の説明義務 (35条)	407
2 重要事項説明書の記載事項	411

Section 3 トラブル防止目的の書面 ～37条書面～

1 37条書面の交付	426
2 35条書面と37条書面の比較	431

Chapter▷ 6 業者が自ら売主となるときの8種規制

Section 1 8種規制を受けるとき

1 8種規制の趣旨	436
2 8種規制の適用対象となる取引 (78条2項)	437

Section 2 8種規制ってどんなもの?

1 損害賠償額の予定等の制限	438
2 手付金の性質と額の制限	440
3 手付金等の保全措置	442
4 自己の所有に属しない物件の売買契約締結の制限	448
5 クーリング・オフ制度	450
6 契約内容不適合責任 (売主の担保責任) の特約の制限	458
7 割賦販売契約の解除等の制限	460
8 割賦販売等における所有権留保等の禁止	461

Chapter▷ 7 報酬額の制限

Section 1 報酬額の制限規定

1 報酬額を制限する規定	467
2 消費税	468

Section 2 報酬額の計算方法

1 報酬額計算の基本ポイント	470
2 空家等に関する報酬の特例	476
3 売買・交換の通常の場合の報酬額の計算練習 (低廉な空家等の売買・交換を除く)	479
4 貸借の通常の場合の報酬額の計算練習 (長期の空家等の貸借を除く)	481

Chapter▷ 8 宅建業者や宅建士が受けるペナルティー

Section 1 監督処分の種類と事由

1 監督処分の種類と処分権者	485
2 宅建業者に対する監督処分	485
3 宅建士に対する監督処分	492
4 監督処分の手続	494

Section 2 罰 則

1 罰則の種類と適用の事由	495
2 両罰規定	496

Chapter▷ 9 欠陥住宅の販売に備えて

Section 1 新築住宅の瑕疵担保責任を果たすために ～住宅瑕疵担保履行法～

1 住宅瑕疵担保履行法とは	499
2 宅建業者等の資力確保義務	499

合格するための「法令上の制限」入門 508

■ 「法令上の制限」の傾向と対策

■ 「法令上の制限」の全体像

Chapter▷ 1 都市計画法

Section 1 街づくりの“出発点”～都市計画法の目的等～

- 1 都市計画法の目的 514
- 2 都市計画区域の指定（5条） 515
- 3 準都市計画区域の指定（5条の2第1項） 516

Section 2 都市計画にはどんなものがあるのだろう～都市計画の種類と内容～

- 1 都市計画の全体像 517
- 2 都市計画区域の整備、開発および保全の方針
（都市計画に関するマスタープラン、6条の2、15条） 518
- 3 市街化区域と市街化調整区域（区域区分） 519
- 4 地域地区 520
- 5 都市施設 530
- 6 市街地開発事業（12条） 531
- 7 市街地開発事業等予定区域（12条の2） 531
- 8 地区計画等 532

Section 3 都市計画はどのように決まるのだろう～都市計画の決定～

- 1 都市計画の決定権者（15条） 536
- 2 都市計画の決定手続（15条の2～21条の5） 537

Section 4 都市計画の実現のために制限を加える～都市計画制限～

- 1 都市計画事業と都市計画制限 541
- 2 事業までの過程（制限の内容） 541

Section 5 良好な街づくりのための造成工事～開発許可制度～

- 1 開発許可制度の目的 547
- 2 開発許可制度の内容（29条、施行令19条～22条の3） 547

3	開発許可の申請の手続	552
4	建築行為等の制限	559
5	不服申立て（50条）	562
6	違反是正措置	562

Chapter 2 建築基準法

Section 1 建築の最低基準を定めた法律 ～建築基準法の全体像～

1	建築基準法の全体像	566
2	建築基準法上の用語の定義	568
3	建築基準法の適用除外（3条）	569

Section 2 全国どこでも守らなければならない基準 ～単体規定～

1	単体規定	570
2	条例による制限の附加・緩和等	572

Section 3 都市計画区域などで守らなければならない基準 ～集団規定～

1	集団規定とは（41条の2、68条の9）	573
2	用途制限（48条、別表第2）	573
3	建築物の敷地と道路の関係	578
4	建蔽率	582
5	容積率	587
6	建蔽率と容積率の計算例	591
7	敷地面積の最低限度	593
8	低層住居専用地域等内での規制	593
9	建築物の高さの規制	594
10	防火地域・準防火地域	602

Section 4 建築基準法を守ってもらうために ～建築確認～

1	建築確認の学習ポイント	608
2	建築確認の要否（6条）	609
3	建築確認の手続（6条～7条の6）	613
4	違反建築物に対する措置等（9条、9条の3）	615
5	不服申立て（94条～95条）	615

Section 5 みんなで決める建築の基準 ～建築協定～

- 1 建築協定（69条～76条） 616
- 2 一人協定（76条の3） 618

Chapter 3 国土利用計画法

Section 1 国土の計画的な利用や取引 ～国土利用計画法の全体像～

- 1 国土利用計画法の目的と体系 621
- 2 国土利用計画法の学習の重点 622

Section 2 土地の売買は自由にできない-①～事後届出制～

- 1 事後届出制の内容（23条～27条の2） 623
- 2 事後届出制の手続 630

Section 3 土地の売買は自由にできない-②～事前届出制等～

- 1 事前届出制 632
- 2 許可制（12条～19条） 638

Chapter 4 農地法

Section 1 最大の目的は「食料の確保」～農地法の全体像～

- 1 農地法の概要 641
- 2 用語の定義 643

Section 2 農地も自由に売却できない～農地の処分制限～

- 1 3条の許可（権利移動の場合） 645
- 2 4条の許可（転用の場合） 647
- 3 5条の許可（転用目的の権利移動の場合） 649

Chapter▷ 5 土地区画整理法

Section 1 “土地の区画整理”ってどんなこと? ～土地区画整理法の全体像～

- 1 土地区画整理法とは 655
- 2 土地区画整理事業の施行者（3条、3条の4） 657

Section 2 土地区画整理事業はどのように進めるの? ～土地区画整理事業の施行～

- 1 土地区画整理事業の流れと建築行為等の規制 658
- 2 土地区画整理組合が成立するまで 659
- 3 換地計画の策定 660
- 4 仮換地の指定 661
- 5 換地処分 666
- 6 保留地（96条、108条） 669

Chapter▷ 6 盛土規制法・その他の制限法令

Section 1 危険な盛土等を規制するための法律の全体像 ～盛土規制法の目的等～

- 1 盛土規制法の目的（1条） 673
- 2 用語の定義（2条、10条） 674
- 3 基本方針・基礎調査等 678

Section 2 規制区域と造成宅地防災区域

- 1 規制区域とは 680
- 2 宅地造成等工事規制区域の指定と許可制 681
- 3 特定盛土等規制区域の指定と許可制 686
- 4 特定盛土等規制区域の届出制 690
- 5 規制区域内での監督処分（20条、39条） 691
- 6 規制区域内での届出制（21条、40条） 692
- 7 規制区域内の土地の保全義務等 692
- 8 造成宅地防災区域 693

Section 3 その他の制限法令

- 1 「その他の制限法令」の効率的な学習方法 695
- 2 「その他の制限法令」のまとめ 696

第4編

その他関連知識

第4分冊

合格するための「その他関連知識」入門 700

■ 「その他関連知識」の傾向と対策

■ 「その他関連知識」の全体像

Chapter▷ 1 不動産に関する税金

Section 1 不動産に関する税金の全体像

1 税金が課せられるさまざまな場合	706
2 税金の分類	707
3 税金における用語の定義	708
4 税額算定の基本計算式と特例	709

Section 2 不動産を取得したときに課される税金 ～不動産取得税（道府県税—地方税法）～

1 課税主体（73条の2）	711
2 課税客体（73条の2）	711
3 納税義務者（73条の2、附則10条の3）	711
4 非課税の場合（73条の3、4、7）	712
5 課税標準	712
6 免税点（73条の15の2）	714
7 税率（73条の15、附則11条の2）	714
8 税額減額の特例（73条の24）	714
9 納税の方法（73条の17）	715

Section 3 不動産を保有しているときに課される税金 ～固定資産税（市町村税—地方税法）～

1 課税主体（342条）	716
2 課税客体（341条、342条）	716
3 納税義務者（343条）	716
4 非課税（348条）	717
5 課税標準（349条等）	717
6 免税点（351条）	720
7 税率（350条）	720
8 住宅についての税額の減額の特例（附則15条の6、施行令附則12条）	720

9 納税の方法 (362条、364条)	721
---------------------------	-----

Section 4 儲けたときに課される税金 ～所得税 (国税-所得税法)～

1 課税主体等	722
2 譲渡所得の算定 (33条)	722
3 課税標準の特例 (特別控除)	723
4 軽減税率 (租特法31条、31条の2、31条の3)	726
5 買換え等の特例 (課税の繰延べ)	727
6 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除等	729
7 所得税に関する特例の適用関係のまとめ	731
8 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 (租特法41条)	731

Section 5 その他の重要な国税 ～印紙税・登録免許税・相続税・贈与税～

1 印紙税 (国税-印紙税法)	733
2 登録免許税 (国税-登録免許税法)	735
3 相続税・贈与税 (国税-相続税法)	738

Chapter 2 税金以外の関連知識 (※)・・・「5 問免除」の方は学習不要です

Section 1 土地・建物の値段の決め方 ～不動産鑑定評価基準・地価公示法 (価格の評定)～

1 不動産鑑定評価基準	744
2 地価公示法	751

Section 2 長期固定住宅ローンの支え手 ～住宅金融支援機構法 (需給および実務-①)～ (※)

1 住宅金融支援機構の目的 (4条)	755
2 住宅金融支援機構の主な業務 (13条、施行令5条)	755
3 業務の委託 (16条)	760
4 役員・職員の地位等 (11条、12条)	760
5 フラット35	761

Section 3 “インチキ広告” にだまされないぞ ～景表法 (需給および実務-②)～ (※)

1 景表法の目的	763
2 景表法の規制	764
3 不動産の表示に関する公正競争規約	765

4 不動産業における景品類の提供の制限に 関する公正競争規約（景品規約3条）	774
--	-----

Section 4 土地の値上がり・値下がりの仕組み ～不動産に関する統計 （需給および実務③～ (※)

1 不動産に関する統計	775
2 公示地価の動向（土地の値段は上がっているの？ 下がっているの？）	775
3 売買による土地所有権移転登記（取引）件数 （土地取引は増えているの？ 減っているの？）	776
4 新設住宅着工戸数の動向 （住宅の新築は増えているの？ 減っているの？）	776
5 法人企業統計等（不動産業は儲かっているの？）	776

Section 5 住みよい土地や建物とはどんなもの？ ～土地・建物～ (※)

1 土 地	777
2 建 物	782

索引【第4編】

過去問で重要ポイントを理解

厳選過去問プレミアム



50

..... 789

本書は、原則として、2026年8月末現在に施行されている法令等に基づいて執筆されています。

全体像をすばやく把握

基本 テーマ



はじめての方なら、ここは必読!

宅建士試験では毎年、全50問のうち、**正答率70%以上の問題が30問程度**出題されます。これらの問題の多くは、特定のテーマから出題されていますので、最初に頻出の「基本テーマ」をサッと理解しておくことで、**効率よく学習をスタート**させることができます。特に**はじめて宅建士試験を受ける方**、とにかくここからです!!

▶ **8回** は、**平成27～令和7年度**の出題回数が**8回**であることを表します

▶ **1回** は、本文の**第1編**の**Chapter2 - Section2**を表します

制限行為能力者制度

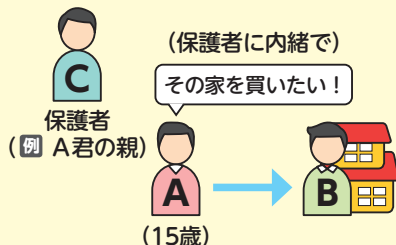
わかって合格

第1編

Chap. 1

Sec. 2

7回



未成年者など**判断能力が十分でない人を守るために**設けられている制度。例えば、子供には親が**保護者**としてつけられています。ところが15歳のA君が1人でBと契約を結んでしまった。もしかしたら、ヤバい契約かもしれない! そんな事態に備えて、民法は、その**契約を後からなかったことにできる**仕組みを設けています。

合格のPOINT

未成年者の他に、認知症の大人なども、保護してあげる必要がありますよね。それぞれについて、どのように保護されているかを学習していきましょう。大人については、3つのタイプが用意されています。判断能力の低い人ほど手厚い保護が必要ですから、「**判断能力のレベル**」をつかむことが、まず大切。

意思表示

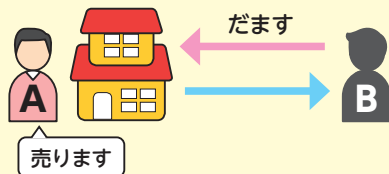
わかって合格

第1編

Chap. 1

Sec. 3

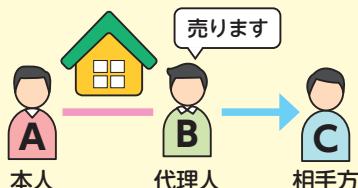
8回



Bにだまされて家の売買契約 (例「売る」という**意思表示**をする) を結んだAは、後で、やっぱりその契約をやめたいと後悔した。このままじゃAがかわいそう。Bはヒドイ奴だ。この場合、もちろんAは、**契約をとりやめることができます**。

合格のPOINT

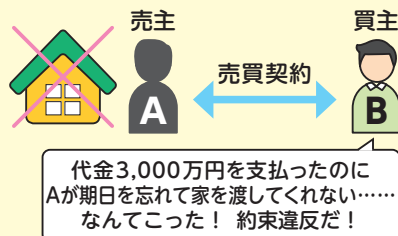
ここでは、このように**自分の本心と違う契約を結んでしまった場合**の処理がテーマです。さらに、事情を全く知らずにBから購入したC (このような人のことを第三者といいます) がいるときは、どうなるのでしょうか? Aから突然「返せ」と言われたら、Cはビックリしますよね。この第三者CとAとの関係も焦点。



マイホームなどを売却するとき、一般的には不動産屋さんに頼みますよね。このように**人に頼んで、本来は自分がやるべき売買契約などをやってもらうことを代理**といいます。自分で出向かないのに自分が家を売ったことになるという**便利な仕組み**です。

合格のPOINT

代理人は、本人のために契約を結ぶ権限（代理権）をちゃんともって、相手方と**代理人として契約**を結ばなければなりません。ただし、悪いことをする人もいます。例えば、頼んでいないのにBが「私はAの代理人だ」と言って、Aの家を他の誰かに売ってしまう。これを**無権代理**といいます。もちろん、Aは売ったことにならないのが原則。



約束を守らないことを債務不履行といいます。約束を破られたBは、損害を被れば、責任あるAから**賠償金**をもらえますし、契約を破棄（**解除**）して支払った代金の返還を求めることができます。

合格のPOINT

どんな場合に契約（約束）を守らなかったことになるのでしょうか？ それですが、**債務不履行の要件**です。また、A B間の契約が解除されたとき、すでにBからこの家を買っていた**第三者C**の立場はどうなるのかについても、しっかり押さえておかなければなりません。

売買の契約不適合 (売主の担保責任)

わかって
合格る

第1編

Chap. 2

Sec. 3

8回

売主



売買契約

買主



5,000万円で新築のマイホームを
買って住んでるのに……ギョッ！
この家、傾きでした！

長～いローンを組んで手に入れたせっかくのマイホーム。欠陥住宅では泣くに泣けません……。売主Aに責任をとらせて、**買主Bは救済されるべき**ですよ。そこで定められているのが、**売買の契約不適合（売主の担保責任）**の規定です。

合格のPOINT

売買の目的物が**契約の内容に適合しない**場合には、どのような場合があるのでしょうか？ また、契約内容に不適合な場合、**買主は**、売主に対して、**どんなことを請求**できるのでしょうか？ ひとつひとつ、確実にチェックしていきましょう。

抵当権

わかって
合格る

第1編

Chap. 2

Sec. 4

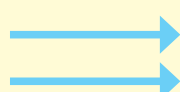
9回

Bのマイホームに抵当権の
設定を受けておけば、安心!!



A銀行

銀行



Bはローンを組んで
マイホームを取得
→ A銀行はローン
債権を取得

A銀行は、Bの家に抵当権の設定を受けていれば、ローンの支払が滞ったときに、Bの家を競売にかけて債権の回収を図ることができます。このような**債権回収の手段（担保**といわれています）が**抵当権**。値打ちのある物に抵当権の設定を受けておけば、債権者のA銀行は安心です。

合格のPOINT

Bは、抵当権付きであっても、その家を**売ったり貸したり**することができます。しかしながら、ローンを返せなくなってしまうと、**競売**手続によって売られてしまいます。このような様々な場面での法律関係が、本試験では出題されます。

保証

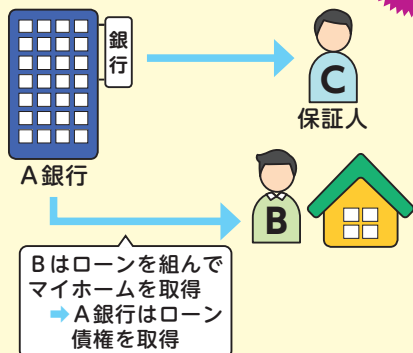
わかって
合格る

第1編

Chap. 2

Sec. 5

4回



A銀行はBからローンを払ってもらえないときは、代わりに保証人のCから回収します。このような**債権回収の手段が保証**。お金持ちを保証人にしておけば、債権者のA銀行はとっても安心。「普通の保証」より債権者にとって都合のよい「**連帯保証**」がポピュラー。

合格のPOINT

Bが実はローンを完済しているにもかかわらず、A銀行がCに支払いを求めてきた場合、Cは支払う必要があるのでしょうか？ また、A銀行は、Bに請求せずに、Cに支払いを求めることができるのでしょうか？ 保証債務の性質が重要。そして、**普通の保証と連帯保証は違うのでしょうか？**

対抗問題

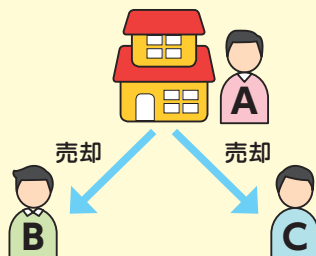
わかって
合格る

第1編

Chap. 2

Sec. 6

9回



登記の意味って何でしょうか？ そして、Aが同じ建物をBとCの2人に売ったとき、BもCも「自分のもの」と主張し合うはず。BとCどっちのものになるのでしょうか？ これが、**対抗問題**です。この場合、**登記の先後**で優先順位が決まる。**早いもの勝ちが公平**だからです。先にAから買ったBでも、登記なしでは、登記が早い第三者のCに負けてしまうのです。

合格のPOINT

Bは、**どんな人に対して**（＝第三者の範囲）、また、**どんな場合に**（＝登記が必要な物権変動）**登記が必要なのか**が、学習の重要ポイントです。そして、本試験での出題の中心は、判例です。**判例理解のポイント**は、それぞれのケースにおいて「早い者勝ちで処理するのが公平」といえるかどうかです。

不動産 登記法

わかって
合格る

第1編

Chap. 2

Sec. 7

13回



Aからマイホームを買ったBは、土地と建物それぞれについて、「自分のモノ」と主張するための所有権の登記をするのが普通です。不動産登記法はこの**登記の仕組み**を定めている法律です。1つの不動産ごとに、ワンセットの登記の記録が備えられていきます。

合格のPOINT

どんな場合に**どんな登記**を（登記の種類）、**どのように**（登記の手続）するのでしょうか？ 登記手続の**原則**と「**例外**」を押さえることが、最重要のポイント。

借地権

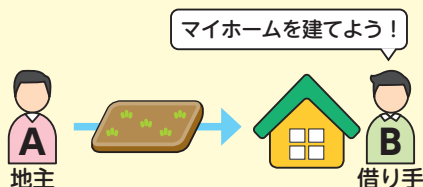
わかって
合格る

第1編

Chap. 3

Sec. 2

12回



比較的小手頃に**マイホームを持つ**方法をご存じですか？ **土地を借りて、その上に建てればよい**のです。ただし、借りるときは、地主Aの立場は当然強いですし、万一借りられる期間が短ければBも困ります。そんなときの**借り手**Bの**強い味方**が、**借地借家法**です。

合格のPOINT

建物を持つ目的のための土地の賃借権などを借地権といい、契約期間や更新などについて、**借り手の保護**を図っています。その他どんなときに、どんな形で借り手などが保護されているのでしょうか？ この視点から学習すればシンプルに理解できます。

借家権

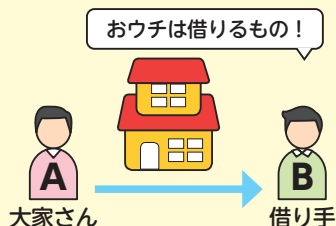
わかって合格る

第1編

Chap. 3

Sec. 3

13回



あなたは持ち家派？ それとも賃貸派？ ローンのことを考えれば、確かにマイホームを買うのは大変ですので、**家を借りる**のも1つの方法。ここでもやはり、**借り手のBの強い味方**となるのが**借地借家法**です。

合格のPOINT

借家でも借地と同様、やはり契約期間や更新などについて、**借り手の保護**が図られています。その他どんなときに、どのように借り手が保護されているのでしょうか？ 借地権と対比すれば混乱を防げます。

相続

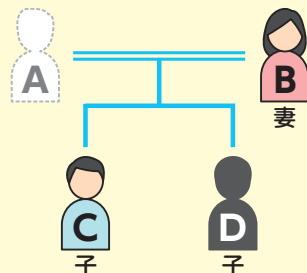
わかって合格る

第1編

Chap. 4

Sec. 5

13回



人が亡くなって**遺産を引き継ぐ**ことを**相続**といいます。それには、実は借金も含まれます。Aが亡くなったとき、Aの遺産は誰が、どのような割合で相続するのでしょうか？ たとえば息子Cは、必ず相続できるのでしょうか？ そして、親不孝な息子Dに相続させたくないとき、そもそもAは、生前にどうすればよいのでしょうか？

合格のPOINT

相続を巡る基本的な法律関係はもちろん、**遺言**や**遺留分**（はじめて聞く言葉かも？）についても、しっかり押さえましょう。

区分所有法

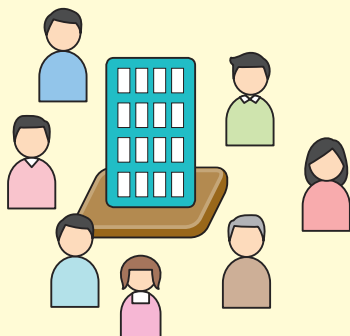
わかって
合格

第1編

Chap. 4

Sec. 8

13回



今やマンション住まいはとてもポピュラーです。一棟の建物の中にたくさんの人がそれぞれの部屋を所有し、壁1枚を隔ててお隣り同士で生活する、一戸建てとは異なる状態です。そこで、**お隣り同士の調整**を図るために**区分所有法**が用意されています。

合格のPOINT

本試験対策として重要なのは、マンションの運営に関わる事柄です。みんなで運営するために、マンションには**管理組合**があります。日常の管理は、理事などの**管理者**が行いますが、みんなの意見を反映できるように**集会**を開き、**規約**を作って運営する仕組みです。宅建士試験では、管理組合の運営のための**手続**に関する事柄について、集中的に問われます。

宅建業の意味

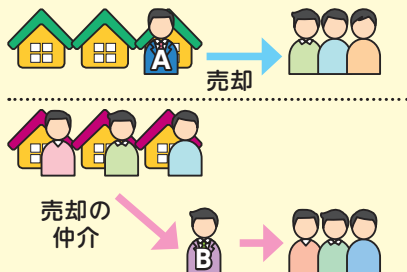
わかって
合格

第2編

Chap. 1

Sec. 1

9回



宅建業法は、**お客さん**（消費者など）を**保護**するための法律で、その柱として「**宅地建物取引業**」を行うときは、**免許**を必要とする制度を設けています。それでは、建売住宅を売却する業者Aや、お客さんたちから売却の仲介を頼まれる業者Bは免許を得ておく必要があるのでしょうか？ 答えは、「必要」です。

合格のPOINT

「宅地」「建物」「取引」「業」のそれぞれの**意味**がわかっていれば、その扱いや行為をするのに**免許**が必要かどうかわかります。しっかり押さえておきましょう！

第 1 編

民法等



合格するための

「民法等」入門

試験に合格するためには、**攻略すべき試験の実態**を把握しておく必要があります。そこで、まず、宅建士試験における「民法等」の位置づけをつかんだうえで、ここでの学習を始めましょう。

「民法等」の傾向と対策

● 本試験・全出題数 50問

- ① **民法等** 14問
- ② 法令上の制限 8問
- ③ 宅建業法 20問
- ④ 税・その他 8問

条文 民法1,000条以上+特別法
判例

● 「民法等」の得点目標

最低 7～9点
できれば 10点以上

宅建士試験は、2時間で50問の問題を解いていく試験です。そして、その内容は、全体では大きく上記①～④の4つの分野に分類することができます。これから学習するのは、①の「民法等」です。「民法等」での出題は全50問のうちの**14問**、主要な分野といえます。

それでは、この「民法等」での**得点目標**を見てみましょう。

次の表をご覧ください。これは、2021年度（10月）～2025年度の、本試験の合格点と合格者の平均的な「民法等」における**得点**です。ここから**合格戦略**が見えてきます。

	2021年度10月	2021年度12月	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
本試験の合格点	34/50	34/50	36/50	36/50	37/50	33/50
合格者の平均的な「民法等」での得点	7/14	7/14	8/14	7/14	8/14	9/14

この表からは、合格するには、ほぼ7点～9点を得点する必要があることがわかります。安全確実な合格を考えれば、**10点以上**をねらいましょう。

***** 2026年度の詳細な合格ラインの分析や『**わかって合格る宅建士シリーズ**』を利用した**2027年度**の本試験対策など、読者の皆さまに役立つ情報を、TAC出版オンラインストアで公開いたします（2026年12月下旬予定）。

URL → <https://bookstore.tac-school.co.jp/pages/add/lp/wakauka/>

それでは、「民法等」についての**攻略アドバイス**です。基本的に、この分野での出題は、かなり難しいといえます。民法だけでも1,000以上の条文がありますし、さらに、特別法である不動産登記法、借地借家法、区分所有法からも出題されるのです。このように条文だけでも相当数あり、それに加えて、判例からもたくさん出題されます。つまり、学習する範囲が広く、なかなか大変といえます。

では、どうすれば得点目標の点数がとれるのでしょうか？

範囲の広い「民法等」を学習する際の最重要ポイントは、①よく出るところは徹底的に準備しておくこと、②誰もが得点できる問題を落とさないことです。つまり、**頻出基本分野**をしっかりと身につけることが**合格の要**です。

さらに、「民法等」では、ケース（事例）のかたちでの出題が多く見られます。そのため、実践的に知識を身につける、つまり、「**わかって合格る**」ためには、**具体的な理解**（本書でいえば「 **出題される具体例**」）を通じて理解していくことが、不可欠かつ重要です。

「民法等」の全体像

ここでは、**契約を中心に**、人と人とのさまざまな法律関係について学習します。

例えば、Aさんが、自分の建物をBさんに3,000万円で売り、Aさんは約束どおりの期日に建物を引き渡したけど、いつまでたってもBさんが代金を支払ってくれません。あり得る話ですよね。そのようなトラブルの解決策である、お金で償わせる、または、契約自体を解消するなどの方法（手段）について、学習していきます。



- ❶ 契約を結ぶときに問題となること
- ❷ 契約履行の段階で問題となること
- ❸ 賃貸借契約・借地借家法
- ❹ その他のいろいろな法律関係

そのスタートは、契約の締結です。“だまされた” などという事態に備えて、「❶ 契約を結ぶときに問題となること」について学習をします。

次に、契約を結ぶと、当事者は、代金の支払などの法律上の義務を負うことになります。この、契約などから生じる義務を果たすことを、「履行」といいます。そこで「❷ 契約履行の段階で問題となること」に関して学習します。

さらに、不動産の貸し借りの事例（ケース）も出題されます。特に借り手を守るために、民法上の賃貸借契約に加えて、特別な法律である「借地借家法（❸）」に関しても、しっかりマスターしましょう。なお、民法上の賃貸借とあわせて❸からは4問程度出題されることもあります。

ところで、法律関係には、売買契約や賃貸借契約以外の契約や、それらに加えて、契約以外の「その他の関係」もあります。例えば、「相続」。人が亡くなれば、相続人が遺産を引き継ぎますよね。これは、ご存じのとおり、契約とは無関係です。そのような「❹ その他のいろいろな法律関係」に関しても学習します。

以上のように、この「民法等」は、世の中全般、人と人との具体的な法律関係を扱っていますので、本試験でも“事例形式”で出題されるわけです。したがって、本書の内容の「具体例」を通じて、「具体的に」理解を進めていくことが、**最強の攻略法**といえるのです。

それでは、「民法等」、頑張って見ていきましょう！

Chapter ▶ 1

契約を結ぶときに問題となること (売買契約を中心に考えてみよう)

Section

1

“契約” ってなんだろう

～契約の成立要件など～

2

相手方が未成年者なら

～制限行為能力者制度～

3

だまされて契約したら

～意思表示～

4

人に契約を結んでもらう

～代理～

まずはここから！ はじめて論点表

このChapterでは、売買契約に関するケースを念頭におきながら、契約を締結するときの問題となることについて学習します。

たとえば、**未成年者**は、大人と同じように、自分の判断で自由に売買契約を締結できるのでしょうか。また、**だまされて不動産を購入してしまった場合**でも、売買契約を締結した以上は、代金を支払わないといけないのでしょうか。自分が忙しいときに、**自分に代わって、他人に売買契約を締結してもらえるのか**、ということも問題になります。

ここで学習する項目は、宅建士試験では、いずれも**頻出の重要分野**です。

	はじめて論点
Sec.1	1 契約の全体像
	1 「契約」とは
	2 契約の成立
	5 契約の「有効・無効・取消し」
Sec.2	1 「制限行為能力者制度」とは
	1 能 力
	2 制限行為能力者制度
	2 未成年者制度
	1 未成年者とは
	2 未成年者の保護者
	3 法律行為の効果
	3 成年後見制度
	1 成年被後见人
	2 被保佐人
	3 被補助人

	はじめて論点
Sec.2	5 取引の相手方の保護および法律関係安定のための制度
	2 詐術を用いた場合
Sec.3	1 詐 欺
	1 当事者間での効果
	2 第三者に対する効果
	3 第三者の詐欺
	2 強 迫
	3 通謀虚偽表示
	1 当事者間での効果
	2 第三者に対する効果
	5 錯 誤
	1 当事者間での効果
	2 第三者に対する効果
Sec.4	1 代 理
	1 代理とは
	2 代理の要件
	3 代理の種類
	5 代理人の行為能力
	6 代理権の消滅
	7 自己契約・双方代理
	11 復代理
	2 無権代理
	1 無権代理とは
	2 相手方を保護するための制度

Section

1

“契約”ってなんだろう
～契約の成立要件など～

Introduction

ここでは、民法等を学習する上で理解が必要な「契約」に関して、その意味や成立要件などの基本事項を学習します。簡単につかんでおきましょう。

▶▶ 分野別過去問題集 第1編「民法等」問題 ①～②

1

契約の全体像

1 「契約」とは はじめて

契約とは、「約束」のことです。

例えば、AさんがBさんに対して、自分の土地を1,000万円で売るという契約を締結したとします。

これは、Aさんは「1,000万円と引き換えに自分の土地をBさんに渡す」という約束をしたことを意味します。その結果、Aさんは、Bさんに対してその土地を引き渡す義務を負いますし、その一方でBさんは、それに対して、代金として1,000万円を支払う義務を負うことになります。

2 契約の成立 はじめて

それでは、契約の成立に必要な要件は何かについて見てみましょう。AさんがBさんに、「この土地を売しましょう」と言う。それに対してBさんが、「OK、買いましょう」と言う。これで、契約は成立します。このように、契約は、Aさんの「申込み」とBさんの「承諾」が「一致（^{がっち}合致）」することで成立します。もちろん、反対に、Bさんの「申込み」とAさんの「承諾」の一致でも、契約は成立します。

このように、契約の成立には、原則として、当事者の申込みと承諾の合致が必要であり、かつ、それで十分です。したがって、**契約書**を作らなくても、たとえ「口約束」でも、**契約は成立**します。

3 申込みと承諾

- (1) 申込みとは、「承諾があれば契約を成立させる」という意思表示であり、承諾とは、「申込みに応じて契約を成立させる」という意思表示です。

この意思表示は、原則として、その通知が相手方に到達した時からその効力を生じます(到達主義、97条1項)。したがって、契約は、承諾の通知が申込者に到達した時に成立するのが原則です。

- (2) 申込者が申込みの通知を発した後に死亡した場合、①申込者が「自分が死亡したとすれば、その申込みは効力を有しない」という意思を表示していたとき、または、②その相手方が承諾の通知を発するまでにその死亡を知ったときは、その申込みは、その効力を有しません(526条)。

申込みが失効するとしても、まだ契約成立前の段階なので、誰にも損害は生じませんね。むしろ、契約をする意思はないであろう申込者の相続人の保護につながります。



4 契約の分類

	だくせい 諾成契約(原則)	ようぶつ 要物契約
内容	当事者の合意だけで成立する契約	合意のほかに物の引渡しがないと成立しない契約
例	売買契約・賃貸借契約 等 (ほとんどの契約は諾成契約) H27・30	質権設定契約 等

契約は、申込みと承諾の合致で成立するのが原則です。これを、申込みと承諾「諾」だけで「成」立する契約ということから、諾成契約といいます。ただし、例外的に、契約の成立に「物」の引渡しが必要「要」な、要物契約というものもあります。

Chap.
1

Sec.
1
契約
ってなんだろう
～契約の成立要件など～

そしてさらに、対価の有無で分けられる^{ゆうしやう}有償契約と^{むしやう}無償契約があります。

	有償契約	無償契約
内容	対価等の支払いのある契約	対価等の支払いのない契約
例	売買契約・賃貸借契約 等	贈与契約・使用貸借契約 等

どんな契約が要物契約や無償契約かについては、この本をひととおり
読んだ後にここに戻って、再確認してください。



5 契約の「有効・無効・取消し」 はじめて

- (1) 有効とは効果があること、**無効**とは**効果がない**ことです。そして、「効果が
ない」とは、契約などを結んでも法律がその契約の実現に協力してくれない、
ということです。
- (2) **無効**となるものとしては、^{こうじりやうぞく いはん}**公序良俗違反**の契約があります。例えば、^{とばく}賭博
やお金を受け取って愛人になる契約のように、常識に反する、^{R6}**社会的な妥当**
性のない契約ですね。このような契約は、その実現に法律が協力するのは不
適当ですから、**無効**です(90条)。また、この無効は、誰に対しても主張するこ
とができます。
- (3) **取消し**とは、**一応有効**だけれども「取り消します」と言うことによって**無**
効にすることです(121条)。なお、取り消されない限りは、有効なままです。

H29・R6

わかって合格る宅建士シリーズ

2027年度版 わかって合格る宅建士 基本テキスト

発行日 2026 年 10 月 25日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (宅建士講座)

発行者 齋藤智記

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://tacpub.jp/>

© TAC 2026

管理コード 12398P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。